

令和3年3月15日公布

令和3年大衡村告示第30号

大衡村特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害の防止を図り、村民の財産を守るため、大衡村特殊詐欺撃退電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金の交付に関する規則（昭和40年大衡村規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる電話機または電話機に接続して使用する機器は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもので、補助金の交付年度内に購入した新品のものとする。

(1) 電話の着信時に、電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能を有するもの

(2) 通話中に会話を自動的に録音する機能を有するもの

(3) 村内の住居に設置するもの

2 電話機等の設置費用、付属品の購入費は対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

(1) 村内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者。または、日中（午前9時から午後3時までの間）、住居に満65歳以上の高齢者のみが在宅となる日が1週間に5日以上ある世帯に属する者。

(3) 補助対象者及び同じ世帯に同居する者のいずれもが村税等を滞納していないこと。

(4) 防犯機能付き電話用機器が設置されていないこと。または、これまでに本要綱における補助金の交付を受けていない世帯であること。

(5) 購入日が令和3年4月1日以降であること。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、予算の範囲内で補助対象購入費用の4分の3の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする年度内に大衡村特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に村長の指定する書類を添え、村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請について適否を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対し大衡村特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大衡村特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を速やかに村長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 村長は、前条に規定する請求書が提出された場合は補助金を交付するものとする。

(交付条件)

第9条 補助金の交付条件は次に掲げるものとする。

- (1) 事業変更により、補助対象経費が増額されても追加補助は行わない。
- (2) 交付決定者は、当該補助金を受けて取得した電話機等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な使用に努めなければならない。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(補助金交付の取り消し)

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金交付決定の内容又は村長が付した条件に違反したとき
- (3) この要綱に違反したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めるとき

(補助金の返還)

第11条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(対象機器の譲渡等の禁止)

第12条 補助金の交付を受けて購入した対象機器を使用する者は、対象機器を購入した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間、対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特別な事由があると村長が認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第13条 補助金の交付を受けた者は、村長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。